

日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業

1. 目的

林野庁のガイドラインに基づき、違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針に即して実施されている会員企業の違法伐採対策の信頼性を向上させるため、会員企業の求めに応じて日本製紙連合会としてモニタリング（調査及び監査）を行う。

2. 実施体制

（1）監査委員会

日本製紙連合会に学識経験者、消費者代表等で構成される監査委員会を設置する。監査委員会は、違法伐採対策モニタリング事業の指導、助言及び監査を行う。監査委員会委員の任命は日本製紙連合会理事長が行う。委員長は委員の互選とし、委員会の召集及び運営は委員長が行うものとする。

監査委員会委員

東京大学大学院教授	永田 信 氏
全国文具協会執行参与	田畑 勝利 氏
グリーン購入ネットワーク	麴谷 和也 氏
森林総合研究所	立花 敏 氏
あらたサステナビリティ	野村 恭子 氏

（2）調査員

違法伐採対策モニタリング事業によるモニタリングは、理事長が指名した調査員が実施する。理事長は、原則として、日本製紙連合会職員のうち、モニタリングを行うに足る知識と経験を有する者を調査員に指名する。ただし、必要に応じて、しかるべき外部の者を調査員に指名することができる。

3. モニタリングの内容

(1) 経常モニタリング

調査員は、違法伐採対策を実施している会員企業本社を訪問し、前年度の違法伐採対策の取組状況について、チェックリスト【資料2】に基づいてモニタリングを実施する。モニタリング結果については、監査委員会に報告することとする。モニタリング結果に改善すべき事項があった場合には、監査委員会は、当該会員企業に改善意見を付すことができる。

(2) 特別モニタリング

調査員は、特に必要があると認められる場合には、随時、実地調査を実施することができる。

4. その他

(1) モニタリングに要する費用

モニタリングに要する費用の一部（監査委員会運営費及び調査員の旅費、宿泊費等の実費）については、モニタリングを受ける会員企業の負担とする。

(2) モニタリング結果の公表

モニタリング結果を含めた連合会全体としての取組状況の概要については、毎年度、HP等で公表する。

(3) モニタリング事業の開始時期

違法伐採対策モニタリング事業については、2007年度より開始することとする。

違法伐採対策モニタリング事業チェックリスト

調査員は、日本製紙連合会会員企業が、林野庁のガイドラインに基づく自主的な取り組みとして、日本製紙連合会の行動指針に即して違法伐採対策に適切に取り組んでいるかを、本チェックリストによってチェックする。

1. 原料調達方針

- (1) 原料調達方針を定めているか
- (2) 原料調達方針をHP、環境報告書等で公表しているか
- (3) 原料調達方針で違法伐採木材を使用しないことを明確に宣言しているか

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

- (4) 原料調達方針で森林経営の環境優位性及び社会的優位性を確保すること、未利用材を有効活用することを明確に宣言しているか

2. 合法証明システム

- (1) 合法証明システムを作成しているか
- (2) 合法証明システムの概要をHP、環境報告書等で公表しているか

3. 関連書類の保管

- (1) 合法証明システムに関連する書類を5年間保管しているか

4. 透明性及び客観性の確保

- (1) 毎年度の違法伐採対策の取り組みについて、その概要をHP、環境報告書等で公表しているか
- (2) 毎年度の違法伐採対策の取り組みについて、第三者による監査を実施しているか

<輸入木材チップ>

5. サプライヤーとの協定

- (1) サプライヤーと違法伐採木材は取り扱わないという協定又は覚書を締結しているか

6. サプライヤーの現地把握

- (1) サプライヤーは、違法伐採が行われていないことを監視するため、伐採地域を調査しているか

7. トレーサビリティレポートの作成

- (1) サプライヤーはトレーサビリティレポートを提出しているか
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用材の有効活用についての情報が記載されているか

8. 製紙企業による現地把握

- (1) 製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業等は、原料調達方針の内容が遵守されていることを監視するため、サプライヤーや伐採地域を調査しているか

<国産木材チップ>

9. 木材チップ業者との協定

- (1) 木材チップ業者と違法伐採木材は取り扱わないという協定又は覚書を締結しているか

10. トレーサビリティレポートの作成

- (1) 木材チップ業者はトレーサビリティレポートを提出しているか
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用材の有効活用についての情報が記載されているか

11. 製紙企業による現地把握

- (1) 製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業等は、原料調達方針の内容が遵守されていることを監視するため、木材チップ業者や伐採地域を調査しているか

12. 団体認定の確認

- (1) 木材チップ業者が団体認定を取得している場合、トレーサビリティレポートと現地把握の代わりに、団体認定書と合法証明書を提出しているか

<購入パルプ>

13. パルプ製造企業との協定

- (1) パルプ製造企業と違法伐採木材は取り扱わないという協定又は覚書を締結しているか

14. トレーサビリティレポートの作成

- (1) パルプ製造企業はトレーサビリティレポートを提出しているか
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用資源の有効利用についての情報が記載されているか

15. 自主的取組の確認

- (1) パルプ製造企業が、日本製紙連合会の自主的な取組で違法伐採対策を実施している場合には、トレーサビリティレポートの代わりに、合法証明書を出しているか